



JSG ニュースレター

<Tax-2>

經濟部が中小企業の租税優遇関連規定の改正を予告

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

經濟部は以下の改正を予告しました。また、中小企業の租税優遇措置の必要性和緊急性を考慮し、予告期間は7日間としています（予告終了日11月13日）。

- [「中小企業認定標準」](#)
- [「中小企業の研究開発支出投資控除適用弁法」](#)（中国語：[中小企業研究發展支出適用投資抵減辦法](#)）
- [「中小企業が従業員を新規雇用した場合の給与支給金額にかかる割増控除弁法」](#)（中国語：[中小企業增僱員工薪資費用加成減除辦法](#)）
- [「中小企業の従業員の給与引き上げにかかる支給金額の割増控除弁法」](#)（中国語：[中小企業員工加薪薪資費用加成減除辦法](#)）

今般の改正のポイントは以下のとおりです。

一、「中小企業認定基準」

中小企業發展条例第2条の改正に合わせて、組織の定義にリミテッド・パートナーシップが新たに追加されました。

二、「中小企業の研究開発支出投資控除適用弁法」

| 改正条文 | 改正内容 |
|------------------|---|
| 第 4 条 | 中小企業が法に基づきリミテッド・パートナーシップとして登記を行っている場合、研究開発支出に対する投資控除が適用できる点を明文化。 |
| 第 5 条 | 研究開発に専門に従事するフルタイムスタッフの専門知識を向上させるための教育訓練費用について、研究開発支出にかかる投資控除が適用できる旨を新たに定めた。 |
| 第 7 条 | 教育訓練の定義および範囲を明文化。 |
| 第 8 条 | 研究開発支出または費用と認められないものを規定。例：研究開発機関の行政管理費用、経常的な資料収集にかかる支出、検査にかかる支出、市場開発活動にかかる支出。 |
| 第 15 条 | 教育訓練費用の添付資料として、教育訓練項目の明細、訓練参加者名簿、実施状況に関する資料を提出する旨の規定を追加。 |
| 現行第 16 条 (削除) | 中小企業発展条例第 36 条の 3 において租税優遇を重複して享受できないことがすでに明記されているため、現行の弁法の第 16 条を削除。 |
| 第 19 条 | 本弁法の施行期間を 2024 年 1 月 1 日から 2033 年 12 月 31 日までと規定。 |

三、「中小企業が従業員を新規雇用した場合の給与支給金額にかかる割増控除弁法」

| 改正条文 | 改正内容 |
|-----------------|---|
| 第 1 条 | 改正弁法の制定根拠は、中小企業発展条例第 36 条の 2 第三項とする。 |
| 第 2 条 | 一般従業員および経常的給与の定義を明文化。 |
| 第 3 条 | 24 歳以下または 65 歳以上の台湾籍の一般従業員を新規雇用する場合、営利事業所得額からの控除率を 200% とできる旨改正。 |
| 第 4 条 | 新規雇用する台湾籍従業員の対象及び計算基準を改正し、用語として「給与」を「最低賃金」に改正。 |
| 第 5 条 | 本弁法の租税優遇の適用申請ができない要件を改正。 |
| 第 6 条 | 本弁法の適用申請にかかる添付資料を明記。 |
| 現行第 8 条 (削除) | 税務調査徴収法（中国語：税捐稽徴法）第 48 条第二項において、違反行為が重大である場合は財政部に通知し、優遇措置を停止し、回収しなければならないことがすでに定められているため、現行弁法の第 8 条を削除。 |
| 第 8 条 | 中小企業が虚偽の申告をした場合のペナルティ規定を追加。（所得税法の脱漏および税務調査徴収法の租税優遇措置の停止に関する規定により処理する）。 |
| 現行第 9 条 (削除) | 中小企業発展条例第 36 条の 2 において、「景気が一定の値まで達した状況下において」という要件がすでに削除済みのため、現行第 9 条を削除。 |

| | |
|-------|--|
| 第 9 条 | 本弁法の施行期間を 2024 年 1 月 1 から 2033 年 12 月 31 日までと規定。 |
|-------|--|

四、「中小企業の従業員の給与引き上げにかかる支給金額の割増控除弁法」

| 改正条文 | 改正内容 |
|---------|---|
| 第 1 条 | 改正弁法の制定根拠は、中小企業発展条例第 36 条の 2 第 3 項とする。 |
| 第 2 条 | 一般従業員、経常的給与および平均給与水準の定義を改正。 |
| 第 3 条 | 用語として「給与」を「最低賃金」に改正。また、本弁法適用による営利事業所得額の控除率を 175% に改正。 |
| 第 4 条 | 本弁法の租税優遇適用申請にかかる要件を明文化。 |
| 第 5 条 | 本弁法の租税優遇の適用申請ができない要件を改正。 |
| 第 6 条 | 本弁法を適用申請にかかる添付資料を明記。 |
| 現行第 8 条 | 税務調査徴収法第 48 条第二項において違反行為が重大である場合は財政部に通知し、優遇措置を停止し、回収しなければならないことがすでに定められているため、現行弁法の第 8 条を削除。 |
| 第 8 条 | 中小企業が虚偽の申告をした場合のペナルティ規定を追加。（所得税法の脱漏および税務調査徴収法の租税優遇措置の停止に関する規定により処理する）。 |
| 第 9 条 | 本弁法の施行期間を 2024 年 1 月 1 日から 2033 年 12 月 31 日までと規定。 |

*中小企業とは、中小企業発展条例第 2 条及び中小企業認定標準第 2 条に基づき、「法に依り、会社、リミテッド・パートナーシップ、又は商業登記を行っている、払込資本金額が新台幣ドル 1 億元以下、または経常的に雇用する従業員が 200 人に満たない事業」を指します。

勤業衆信の見解

中小企業の人材ニーズの多様化や国内の雇用人口構造の変化を踏まえ、中小企業発展条例の改正が行われました。これにより、新規雇用を行った場合の支払給与の割増控除について、新規雇用の対象が拡大されました。現行の 24 歳以下の若年層に加え、65 歳以上の台湾籍従業員も対象となり、支払給与の割増控除率が 200% に引き上げられました。また、従業員の給与引き上げにかかる支払給与の割増控除率については、一律 175% に引き上げられました。また、中小企業がフルタイムの研究開発人材の育成に資源を投入することを奨励するため、研究開発にかかる専門知識の教育訓練費用が研究開発投資控除の適用対象に追加されました。

これらの規定の適用期間は 2024 年 1 月 1 日から 2033 年 12 月 31 日までであり、中小企業は 2024 年度から改正後の租税優遇を適用することができます。会計年度が 12 月決算ではなく、2023 年度の会計年度に 2024 年の一部が含まれる場合は、経過措置の申請規定が定められており、弁法の公布日から 6 か月以内において当該租税優遇の適用申請ができるとしています。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2024 勤業眾信版權所有 保留一切權利